

令和8年7月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 結いホール 令和8年7月17日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：議席番号順

農業委員(14名)

1	加納委員	2	大福委員	3	大里委員	4	松田委員	5	三島委員
6	今井委員	7	東委員	8	山田(定)委員	9	榮委員	10	山田(兼)委員
11	皆吉委員	12	村山委員	13	川畑委員	14	野村会長		

最適化推進委員

1	山田(隆)委員	2	早川委員	3	田浦委員	4		5	久富委員
6	里村委員	7	平委員	8	亘委員	9	大江委員	10	前田委員

欠席者：新里委員

3. 議事日程

議案第21号	地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更について
議案第22号	農地法第3条の規定による許可について
議案第23号	農地法第5条の規定による許可について
議案第24号	農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用推進計画（案）に対する意見について
議案第25号	農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加について
議案第26号	農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
議案第27号	農地あっせん申出の取り下げについて

4. 報告

(1) 合意解約に関する報告

5. その他

(1) 次期総会について

日 時：8月21日(金) 午前9時から

場 所：和泊町役場 結いホール（道路側）

議案締切り：8月12日(水)

現地確認：8月13日(木) 午後1時30分から

議案発送：8月18日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 重信 英樹 事務局係長 谷山 由美

事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○重信局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。本日の委員は14名で定足数に達しておりますため、本日の総会は成立いたします。それでは、ただいまから令和8年7月期和泊町農業委員会定例会を開会いたします。はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

○野村会長

おはようございます。先月からの会務につきましては、去る10日の日に新規就農者に関する会議に出席いたしました。俗に言う4Hクラブの総会です。今年は特に若い方が少ないように感じます。現在、和泊町に4Hクラブが4名、知名町に11名のみというのが実状でございます。以上です。

○重信局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、皆吉委員と村山委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の21号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の変更について説明をお願いします。

○谷山係長

おはようございます。本日、経済課からの出席が都合により叶いませんでしたため、代わりに説明いたします。

整理番号1番、土地の所在が手々知名田水〇〇。畑。173㎡。申請人は手々知名字の〇〇氏。変更理由が、建物を増築した際に隣地の畑にまたがって建設したため、その部分を分筆し、宅地へ転用。申出書の内容を確認いたしますと、申請人〇〇氏の親族が隣接する場所でカイロプラクティックの治療院を開設しており、その隣にお客様用駐車場の確保が必要となったことから、本申請について提出されております。手々知名田水〇〇は令和8年5月29日に手々知名田水〇〇から分筆しているということで、新しい番地となっております。この事業計画につきましては、土地の所有者である申請人〇〇氏と譲受人の〇〇氏、それぞれ同意を得て提出されております。以上です。

○野村会長

何か質問はありますか。

(なしの声)

質問がなければ採決します。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第22号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による

許可申請を受理いたしましたので、次のとおり審議をお願いいたします。申請番号7番が議事参与の制限に該当するため、東委員退席をお願いします。先に申請番号7番の説明、採決を行った後、元の順番に戻ります。説明をお願いします。

(東委員 退席)

○重信局長

申請番号7番、有償による所有権の移転。土地の所在が国頭西甫仁〇〇。畑。農振農用地。面積4,507㎡。申請事由は経営規模の拡大。農地法第3条第2項各号に該当しないと思われますため、許可要件を全て満たしていると存じます。審議をお願いいたします。

○野村会長

申請番号7番、今井委員をお願いします。

○今井委員

この圃場は令和6年1月の総会において、売りのあっせんが出た圃場です。耕作者ならびに近隣の皆様にあっせんをかけましたが、なかなか買い手が見つからず、渡人〇〇氏が施設に入所されるという話なども出ており、早期の売却を求める相談も度々ございました。受人〇〇氏と渡人〇〇氏は親戚関係にあるとのことで、あっせんしたところ、双方の了承が得られ、契約に至りました。受人〇〇氏はサトウキビとバレイショ、サトイモの栽培農家で、買い受け農家として何ら問題はございません。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようですので、採決を行います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

(東委員 着席)

○重信局長

申請番号1番、有償の所有権移転。畑の所在地が国頭逢久〇〇。畑。農振農用地。面積947㎡。渡人が亡〇〇氏相続財産清算人の〇〇氏。受人が国頭字の〇〇氏。経営規模の拡大と営農使用した事実状態を尊重し、裁判所の許可を得て現在の所有者に所有権を移転。調査委員は新里委員です。

申請番号2番、有償の所有権移転。畑の所在地が畦布カスバ〇〇。畑。農振農用地。面積340㎡。渡人が埼玉県志木市在住の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。経営規模拡大。個人間売買。調査委員は三島委員です。

申請番号3番、有償の所有権移転。畑の所在地が畦布上屋武川〇〇。畑。農振農用地。面積857㎡。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。経営規模拡大。農業委員のあっせんによる売買。調査委員は三島委員です。

申請番号 4 番、有償の所有権移転。畑の所在地が畦布上屋武川〇〇。畑。農振農用地。面積 1,105 m²。渡人が畦布字の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。経営規模拡大。農業委員のあっせんによる売買。調査委員は三島委員です。

申請番号 5 番、無償の所有権移転。畑の所在地が和泊大赤平〇〇。畑。農振地。面積 902 m²。他 7 筆。合計 8 筆。全面積 21,803 m²。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は田浦委員です。

申請番号 6 番、無償の所有権移転。畑の所在地が喜美留前原〇〇。畑。農振農用地。面積 2,744 m²。他 2 筆。合計 3 筆。全面積 7,663 m²。渡人が和泊字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。親族間の贈与。調査委員は大里委員です。

以上 6 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号 1 番、今井委員お願いします。

(スクリーン参照)

○今井委員

先ほど事務局から説明がありました通り、地図をご覧くださいませでしょうか。黄色い部分が今回の圃場でございます、その隣は受人〇〇氏が長年にわたり使用されている草畑となっております。現状のままでございます。以上です。

○野村会長

申請番号 2 番、3 番、4 番、三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号 2 番は半年前にも同様の売買があり、個人間売買でした。今回も同様に個人間売買として提示されたため、私から受人〇〇氏へ「なぜ農業委員会を通さないのか」と確認しました。売主には 20% の税金がかかる旨を本人に伝えたところ、受人〇〇氏も驚かれ、「そうなのですか」と返答されました。そして行政書士からその旨の説明はなかったとのことでした。やむを得ず、個人間売買であるため、私からはこれ以上何も申し上げることはできませんでした。受人〇〇氏は、畜産に大変熱心に取り組まれていますので、何ら問題はないと存じます。

申請番号 3 番は渡人〇〇氏から売却の相談があり、隣接する倉庫を所有する受人〇〇氏以外に買い手はいないだろうと判断し、勧めたところ、購入される運びとなりました。受人〇〇氏も、会社に勤務しながらジャガイモや畜産に尽力されておりますので、何ら問題はないと存じます。

申請番号 4 番も同様に、受人〇〇氏の倉庫に隣接する畑でございますので、受人〇〇氏に提案したところ、購入されることとなり、契約が成立いたしました。先ほど申し上げました通り、受人〇〇氏は熱心に取り組んでおられますので、何ら問題はないと存じます。以上です。

○野村会長

一点お願いがあります。交代される方には、先ほどご発言があった税金の問題、つまり農業委員のあっせんがなかった場合に税金がかかる事について、強く申し伝えていたきたいです。

申請番号 5 番、6 番、大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号 5 番の渡人〇〇氏と申請番号 6 番の渡人〇〇氏は受人〇〇氏と親子間の贈与です。何ら問題はないと存じます。よろしくお願いいたします。

○野村会長

全体を通して何か質問はありますか。川畑委員どうぞ。

○川畑委員

申請番号 1 番の案件は、金額が大変少額でございます。1 反あたり〇〇円となっておりますが、これはおそらく国の財産相続税の適用により低くなっているのではないかと存じます。

○重信局長

事務局の方で説明をさせていただきます。亡〇〇様の相続財産につきましては、前回の 6 月定例会でも議題に上がりましたが、裁判所を通じて弁護士が処分し、その他支払うべき費用に充当するという仕組みのようでございます。そのため、このような比較的安価な金額となっております。これは裁判所等が提示した額でございますので、ご了承ください。

○野村会長

他に何か質問ありますか。事務局どうぞ。

○重信局長

申請番号 5 番、6 番の補足説明です。2 件に関して生前贈与により贈与税が大変お得になるという点で、渡人〇〇氏も役場へ来られ、元気なうちに熱心に農業に取り組んでいる受人〇〇氏に生前贈与という形で、役場にて手続きをされたとご理解いただければと存じます。

○先山主査

複数人に贈与することは可能ですが、贈与税の猶予は適用されません。1 人の後継者に全ての農地を贈与することにより、贈与税が猶予され、相続発生時に相続税に切り替わる制度であると認識しております。そして、贈与を受けた方は、翌年に必ず申告を行い、税務署による 3 年に 1 度の調査にも適切に回答する義務がございます。贈与された全ての畑を使用していることを示し、本人が農業委員会にて証明書を取得し、それを税務署に申告・報告する義務が課せられます。そして、畑は畑として使用しなければなりません。そのあたりの詳細については多少複雑ですが、畑としての利用が義務付けられており、売却や賃貸は一切できません。そのような制約がございます。以上です。

○重信局長

生前一括贈与により贈与税の納税を猶予する特例措置です。農家を経営する人が、その人の有する農地の全部ならびに採草放牧地において、純農地の一定割合をその農地を引き継ぐ推定相続人の 1 人に一括して贈与した場合、その推定相続人について課税される贈与税は、贈与者または受贈者のいずれかが死亡する日まで、その納税が猶予され、かつ一定の要件を満たす制度と記載されております。

○野村会長

それでは他に質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので一緒に採決を行います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第 23 号農地法第 5 条の規定による許可について、農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○重信局長

申請番号 1 番、有償の所有権の移転。土地の所在が和泊上畠〇〇。畑。農振農用地。面積 1,295 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 2,920 m²。渡人が和泊字の〇〇氏、受人が和字の有限会社〇〇。申請理由は事業拡大による新たな資材置き場、車庫等の整備が必要となったため農地法第 5 条の申請となります。お手元の資料の図面にあります通り、申請地は、申し訳ございません。図面の添付はしておりませんが、写真は添付しております。

(スクリーン参照)

前のスクリーンを見ていただければと存じます。申請地は和泊集落の北側にあり、防災拠点施設やすらぎ館の近隣で、近隣には最近住宅が建っております。幅員 5.3 メートルの町道にも隣接しており、小学校の通学路にも面しております。代替地の検討も行いましたが、合意に至らず断念したとの報告を受けております。基盤整備未整備で農地の広がりは見られず、4 月の総会において地域計画の変更を行い、現在の新農用地の除外手続きも完了しております。審議のほどよろしく願いいたします。

○野村会長

何か質問はありますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決を行いたいと存じます。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。次に移ります。

議案の第 24 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○谷山係長

令和 8 年 10 月 1 日開始契約は新規 5 件、更新 4 件、相対から公社 4 件、合計 13 件。

申請番号 1 番、永嶺小手野原〇〇。畑。2,183 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 3,980 m²。兵庫県加古川市在住の〇〇氏から伊延字の〇〇氏への相対から公社での賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 2 番、喜美留〇〇。畑。4,887 m²。兵庫県明石市在住の〇〇氏から出花字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 3 番、喜美留下当〇〇。畑。2,431 m²。和泊字の〇〇氏から喜美留字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年

間です。

申請番号 4 番、国頭鍛冶〇〇。畑。547 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 963 m²。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 5 番、玉城朝間〇〇。畑。3,020 m²。他 4 筆。合計 5 筆で 10,932 m²。兵庫県三木市在住の〇〇氏から根折字の〇〇氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 6 番、玉城コナハ〇〇。畑。1,696 m²。東京都江戸川区在住の〇〇氏から玉城字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 7 番、国頭奈計道〇〇。畑。2,385 m²。他 2 筆、合計 3 筆で 7,416 m²。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から国頭字の有限会社〇〇へ賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 8 番、喜美留尻ノ田〇〇。畑。1,814 m²。喜美留字の〇〇氏から西原字の〇〇氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 9 番、瀬名阿美川〇〇。畑。1,958 m²。他 2 筆、合計 3 筆で 6,264 m²。内城字の〇〇氏から大城字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 10 番、瀬名東山〇〇。畑。6,031 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 22,396 m²。千葉県我孫子市在住の〇〇氏と伊延字の〇〇氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 11 番、畦布筒岩〇〇。畑。3,019 m²。他 2 筆、合計 3 筆で 6,014 m²。神奈川県愛甲郡在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏へ相対から公社での賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 12 番、国頭大阿丹〇〇。畑。1,312 m²。他 7 筆、合計 8 筆で 8,712 m²。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏へ新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日までの 10 年間です。

申請番号 13 番、玉城川内田〇〇。畑。1,332 m²。他 2 筆、合計 3 筆で 7,382 m²。千葉県船橋市在住の〇〇氏から玉城字の〇〇氏へ賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日までの 6 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の説明を求めていきます。申請番号 2 番、大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号 2 番の畑は渡人〇〇氏の娘が親戚の方に耕作してもらっていましたが、農業継続が困難であるという状況で畑を返還されるのであれば、受人〇〇氏はその畑を借りたいとの申し出があり、受人〇〇氏は出花字の方でしたので、川畑委員に依頼し、契約を進めました。以上です。

○野村会長

申請番号 3 番が議事参与の制限に該当するため、大里委員退席をお願いします。

(大里委員 退席)

申請番号 3 番、久富委員お願いします。

○久富委員

申請番号 3 番の渡人〇〇氏はキビ農家ですが、現在体調を崩されており、畑での作業ができない状態という事で、ご本人が事務局に来られて、受人〇〇氏が親戚に当たるため、畑を使ってほしいとの意向を示されました。何ら問題はございません。

○野村会長

申請番号 6 番、榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号 6 番の畑は別の方が耕作していましたが、受人〇〇氏と耕作者の間に既に賃貸借の合意がなされておりました。渡人〇〇氏と受人〇〇氏は親戚関係であり、この畑のすぐ隣にはご自身の畑もございます。親戚関係にあるため、問題はないと存じます。

○野村会長

申請番号 9 番、平委員お願いします。

○平委員

申請番号 9 番の渡人〇〇氏は現在入院されており、畑のほとんどが使用できない状況でございます。息子様もいらっしゃいますが、以前から受人〇〇氏が相談に行かれておりました。受人〇〇氏は今後も畑を借りてさらに規模を拡大したいという意向があり、瀬名に現在家を建設中のため、地元の空いている土地を借りることができればとの相談を受けております。問題はないと存じます。

○野村会長

申請番号 12 番、事務局お願いします。

○先山主査

申請番号 12 番は渡人〇〇氏が農業者年金の経営移譲年金を受給されておまして、受給時に農地法第 3 条の使用貸借で契約しておりました。親子間でも貸し借りの契約をしないと経営年金が受給できないということで、契約しておりました。農地法第 3 条の使用貸借は、終了期間をもって終了するもので、農地法第 3 条の賃貸借の場合は法定更新されますが、それとは異なります。期限が切れておりましたため、今回再度契約を行うことになりました。今回は公社での契約で 10 年後も、ご健在であれば契約を更新する必要があります。以上です。

○野村会長

それでは以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

ないようですので採決を行います。許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

(大里委員 着席)

議案の第 25 号、農地移動適正化あっせん事業に基づき譲受け候補者名簿の追加につ

いて、農地移動適正化あっせん事業実施要領第4の(2)に基づきあっせん譲受け候補者名簿の追加の申し出があったので別紙のとおり追加について審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

あっせん譲受候補者名簿の追加についてです。後ほど提示いたしますが、畑を借りたいとの申し出がございましたが認定農業者でないため、名簿に追加しないとあっせんできません。つきましては、今回の追加について皆様に審議していただく形で議案を提出しております。それでは説明いたします。名簿登録番号は11-33です。登録人〇〇氏は現在、バレイショとサトウキビを2町7反作っております。年齢はご本人が70歳代で、配偶者の方と一緒に耕作されております。はい、以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

○野村会長

あっせん譲受候補者は年齢の制限はありますか。

○先山主査

年齢の制限はございません。

○野村会長

年齢の制限はないとのことですが。何か質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので採決を行います。許可に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第26号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○先山主査

売りたいのあっせん申し出です。

整理番号1番、大城前田〇〇。畑。297㎡。農地農用地区域内。基盤整備済。畑かん有。申し出者が沖縄県南城市在住の〇〇氏。希望価格は全面積で〇〇円からです。

借りたいのあっせん申し出です。

整理番号1番、土地の所在、内城字、大城字、瀬名字、後蘭字。3,000㎡。申し出者が内城字の〇〇氏。認定新規就農者。希望価格は相場。現在バレイショを6反ほど作っております。

整理番号2番、土地の所在、和泊字、皆川字、畦布字、古里字、和字、国頭字、根折字、喜美留字、大城字、瀬名字、玉城字。2,000㎡。申し出者が根折字の〇〇氏。希望価格は相場。現在バレイショとサトウキビを栽培しております。申し出者の奥様が和泊出身で、和泊の方でジャガイモを作ったりしております。はい、以上です。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○野村会長

それでは売りたいの整理番号1番、希望価格が〇〇円とありますが、山田(兼)委員ど

うですか。

○山田(兼)委員

先日、榮委員と確認しに行ってきました。大城前田〇〇は元々田んぼでした。田んぼ特有の土地柄で、雨が降ると1週間程度は立ち入れず、干ばつが続くと鍬もたてられないような土地です。申し出者は反当たり〇〇円を想定されているようですが、榮委員との協議の結果、〇〇円台でどうでしょうかという提案です。そのようにお願いできればと存じます。以上です。

○野村会長

あっせん委員は大城字と玉城字でお願いします。あっせん価格は委員提案の反当たり〇〇円からでお願いします。

借りたいの整理番号1番、議事参与の制限に該当する件があるため、村山委員退席をお願いします。

(村山委員 退席)

あっせん委員は希望集落の委員4名でお願いします。価格は畑が決まってからの対応でお願いします。

(村山委員 着席)

整理番号2番、あっせん委員は希望集落の委員11名でお願いします。価格は畑が決まってからの対応でお願いします。

以上ですが、何か質問はありますか。

(なしの声)

ないようですので次にいきます。

議案の27号、農地のあっせん申し出の取り下げについて。あっせん申出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

整理番号1番、和泊字草木俣〇〇。畑。3,460㎡。申し出者が玉城字の〇〇氏。令和2年4月16日に総会で審議されましたが、なかなか売却が進まないため取り下げたいとの申し出でございました。以上です。

○野村会長

これは取り下げでございますので、認めたいと存じます。質問はありますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので以上で終わりといいたしますが、合意解約については確認してください。本日は全体を通して何か質問はありますでしょうか。議案はこれで終わります。次回は8月21日、9時から行います。議案の締め切りが8月12日、現地確認が13日。発送が18日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長

・

署名委員

・

署名委員

・